

質屋営業の許可事務等の運用について

発出年月日：平成 9 年 3 月 13 日

文書番号：沖例規生企第 2 号

公表範囲：概要

質屋営業の許可等の事務取扱いについては、「質屋および古物営業の許可事務等の運用について」（昭和47年5月15日付け沖例規防第36号）に基づき運用してきたが、古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号）が制定され、平成 7 年 10 月 18 日から施行されたことにより、古物営業の許可事務等については個別に定めることから、質屋営業の許可事務等の運用については、質屋営業法令取扱規程（昭和47年沖縄県公安委員会規程第 5 号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。